

<経済環境適応資金>

サポート資金【セーフティネット】

融資対象	中小企業信用保険法第2条第5項第1号（倒産）、第2号（事業活動の制限）、第5号（不況業種）又は第6号（破綻金融機関との取引）に規定する特定中小企業者として、その所在地を管轄する市町村長の認定を受けた中小企業者												
融資限度額	8,000万円												
資金使途	経営の安定に必要な事業上の設備資金及び運転資金												
融資期間及び利率	<table><tr><td>2年以上</td><td>3年以内</td><td>年1.1%</td></tr><tr><td>設備 4年以上</td><td>5年以内</td><td>年1.2%</td></tr><tr><td>運転 6年以上</td><td>7年以内</td><td>年1.3%</td></tr><tr><td>9年以上</td><td>10年以内</td><td>年1.4%</td></tr></table>	2年以上	3年以内	年1.1%	設備 4年以上	5年以内	年1.2%	運転 6年以上	7年以内	年1.3%	9年以上	10年以内	年1.4%
2年以上	3年以内	年1.1%											
設備 4年以上	5年以内	年1.2%											
運転 6年以上	7年以内	年1.3%											
9年以上	10年以内	年1.4%											
据置返済方法	据置1年以内の分割返済												
担保	原則として要しない。ただし、保証協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。												
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。												
信用保証	保証協会による信用保証を要する（別枠保証を利用）。												
保証料	年0.79%												
責任共有制度	対象外												
推薦機関	県内商工会議所及び商工会												
申込先	取扱金融機関の県内各店舗又は愛知県信用保証協会												
必要添付書類	市町村長の認定書												
問い合わせ先	愛知県産業労働部中小企業金融課 融資グループ 052-954-6333 愛知県信用保証協会 総合相談窓口 0120-454-754（信用保証について）												